

# 平成 20 年度業務実績報告書

平成 20 年 12 月

独立行政法人通関情報処理センター

# 目次

	(頁)
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置	1
(1) 効率化の目標	1
① 常勤職員数の削減	1
② 「行政改革の重要方針」を踏まえた取組	1
(2) 組織の再編等	1
① センターの機能に即した組織への再編	1
(3) 給与水準の適正化	2
(4) 業務の効率的処理	2
① 業務実績の定期的評価及び評価結果の反映	2
② 事務処理の一層のIT化	2
③ 人材の育成と有効活用	2
(5) 予算の効果的・効率的な執行	3
① 一般管理費（人件費を含む。）の平成19年度までの取組みに 準じた削減	3
② 業務経費（既契約債務及び利用者負担支出を除く。）の平成19 年度までの取組みに準じた削減	3
③ 予算の効果的・効率的な執行	3
④ 外部化していない経費の平成19年度までの取組みに準じた削減	4
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図るために とるべき措置	4
(1) システムの安定的な運営	4
① システム稼働率	4
② ハードウェアの保守体制及びソフトウェアのリリース時のチェック 体制等の点検・検証・見直し	5
イ 総合点検の実施（9月）	5
ロ 業務繁忙期（ゴールデンウィーク及び年末年始前後）の特別点検 の実施（4月）	6
③ オペレーション業務及びその関連業務の点検・検証・強化・見直し	6
イ 総合点検の実施（9月）	6
ロ 研修の実施等	6
④ データの維持業務及びその関連業務の点検・検証・強化・見直し	7
イ 総合点検の実施（9月）	7
ロ 研修の実施	7
(2) システムの機能の向上	7
① 民間システムとの連携	7
② 関税法等の改正に伴うプログラム変更等	8
③ その他のプログラム変更等	8
④ 国際連携システムの開発	8
(3) 利用者サービスの向上	8
① 利用者からの問合せへの対応等	8

② 新規利用の申込みから利用開始できるまでの標準日数の維持	9
③ 利用者との定期会議による利用者ニーズの把握等	9
④ アンケート調査結果に基づく利用者サービスの向上	10
⑤ 利用者ニーズに応じたシステム操作等に関する講習会の開催	10
(4) システムの利用促進	10
3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	11
(1) 平成20年度予算及び決算	11
(2) 平成20年度収支計画及び実績	11
(3) 平成20年度資金計画及び実績	12
4. 短期借入金の限度額	12
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	12
6. 剰余金の使途	12
7. その他財務省令で定める業務運営に関する事項	12
(1) 人事に関する計画	12
① 人員計画	12
イ 常勤職員数の削減等	12
ロ 適正な人事考課の実施	13
② 研修計画	13
(2) 施設及び設備に関する計画	13
(3) 情報セキュリティの強化及び危機管理体制の整備・強化	13
① 情報セキュリティの強化	13
② 危機管理体制の整備・強化	14
イ 緊急時の対応マニュアルの見直し	14
ロ バックアップセンターの稼働準備	14
(4) 次期 NACCS の開発等	14
① 次期 Sea-NACCS	14
② 次期 Air-NACCS	14
③ 次期 NACCS 開発状況のホームページ等への公表	15
④ 府省共通ポータルの開発	15
⑤ NACCS と港湾 EDI との統合及び関係省庁システムとの一体的運営	15
(5) 利用料金の検討準備	15
(6) 随意契約の見直し	16
(7) 積極的な情報提供	16
8. センターの運営形態の見直し	17

#### 別添資料

1 地方事務所の概要	19
2 平成20年度関税法等の改正に伴うプログラム変更等一覧 （緊急プログラム変更）	22
3 パブリックコメントの概要	24
4 通関情報処理センターの契約の状況	27
5 ホームページアクセス件数の年度比較表	28

## 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

### (1) 効率化の目標

#### ① 常勤職員数の削減

中期目標期間中における常勤職員数の削減計画及び実績は以下のとおり。

##### ・常勤職員削減計画及び実績

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度 (4~9月)	計
計画	△4人	△4人	△2人	△6人	△1人	—	△17人
実績	△4人	△4人	△2人	△7人	—	△9人	△26人

(注) 平成15年度の削減(4人)は、独立行政法人への移行に先立つ上半期に実施している。

平成14年度末の常勤職員数(132人)を中期目標期間中に13%(17人)以上削減して、115人以下とすることを目指した結果、平成20年度(4~9月)中に、システム部の業務の見直し等により、9人の常勤職員を削減し、中期目標期間中に合計19.7%(26人)の削減を達成して、106人となった。

#### (イ) 常勤職員数

平成14年度末 132人

平成20年9月末 106人

#### (ロ) 常勤職員の採用状況等

独立行政法人化後の常勤職員の採用状況等は以下のとおりである。

A 採用者(平成15年10月1日~平成20年9月30日) 187人

B 退職者(平成15年10月1日~平成20年9月30日) 207人

#### ② 「行政改革の重要方針」を踏まえた取組

国家公務員の給与構造改革による給与改定の内容に準拠し、センターでは平成20年4月に役員報酬規程及び職員給与規程の改正(特別都市手当の見直し等)を行った。

### (2) 組織の再編等

#### ① センターの機能に即した組織への再編

中期目標において、センターの民営化に際し「システム部について、業務の見直しや組織規模の適正化を通じて、経費の縮減を図る」、「地方事務所については、利用者サービスを維持しつつ、費用対効果の観点から検討を進め、その存廃を含め抜本的な見直しを行う」とされている。他方、センターの主要な事業は、システムを安定的に運営するとともに、利用者サービスの更なる向上、加えて、民営化後は新規事業の発掘・提供に向けた検討を行っていくこととしている。

こうした状況に対応していくためには、より簡素で効率的な組織とする必要があり、かつ、環境の変化に柔軟に対応した組織運営が不可欠である。

以上の点を踏まえ、平成20年度(4~9月)は、これまでシステム部で行ってきたシステム運用体制の見直しを検討した結果、夜間のシステム監視、問い合わせ対応業務の外部委託化を行い、センター職員の当直勤務を廃止することにより、システム運用課職員を大幅に削

減した。

また、地方事務所については、引き続き、業務の効果的・効率的運用や費用対効果の観点から検討を進めた結果、平成 20 年 10 月 1 日の株式会社化に伴い、利用者サービスの更なる向上や新規事業のニーズ発掘に努める必要があることから、業務部と利用者サービスの実行部隊である地方事務所との連携を強化するため、業務部に地方事務所の機能及び職員を投入し、一体的な業務運営を通じてより効率的・効果的に利用者サービスの向上を図っていくこととし、そのため、平成 20 年 12 月末をもって東日本事務所を廃止して業務部に同機能を移管することを決定した（資料 1「地方事務所の概要」参照）。

### (3) 給与水準の適正化

平成 20 年度は次期 NACCS の開発・稼働や組織の民営化等業務多忙の中、継続して職員数の削減を行い、個々の職員の負担が増していたが、センターの給与水準（平成 19 年度、事務・技術職員）は、対国家公務員指数で 114.1 と国家公務員の水準を上回っていることから、平成 19 年度に実施した新規出向者の給与体系の見直しを平成 20 年度も継続し、給与水準の適正化に取り組んだ。また、「センターの役職員の報酬・給与等について」を引き続きホームページに公表した。

### (4) 業務の効率的処理

#### ① 業務実績の定期的評価及び評価結果の反映

中期計画等の着実な達成を図るため、理事長を委員長とした「中期計画等進捗状況総点検委員会」を毎月開催し、各案件の進捗状況や予定等を共有し、意見交換を行うことで、業務運営の効率的な処理等を図った。

#### イ 平成 19 年度業務実績の自己評価

平成 19 年度の業務実績について、「独立行政法人通関情報処理センターにおける業務実績の点検・評価等に関する要領」に基づきセンター自らが評価を行い、中期計画の達成に向けて適切に業務運営を行ったことを確認した。また、その評価結果を全職員に周知し、職員の業務に対する問題意識を高めた。

なお、平成 19 年度の自己評価結果については、財務省独立行政法人評価委員会に提出している。

#### ロ 業務実績の定期的評価

中期計画等の着実な達成及び業務の効率的な処理を図るため、理事長を委員長とした「中期計画等進捗状況総点検委員会」を毎月開催し、業務の実施状況について各部からの報告をもとに点検を行うとともに、進捗状況を組織全体で把握するよう努めた。

#### ② 事務処理の一層の IT 化

中期計画で掲げた「通知文書の電子化」については、センター WAN（センター内 LAN）を利用した電子メール・ファイルの共有化によりすでに達成しており、平成 20 年度においては、次期 NACCS の利用者研修開催にあたり、一部申込み手続をセンターホームページで受け、データベース上で一括管理する等、次期 NACCS 稼働に向けた業務繁忙時期において極力事務の省力化を図るよう措置した。

③ 人材の育成と有効活用

(7. (1) を参照。)

(5) 予算の効果的・効率的な執行

① 一般管理費（人件費を含む。）の平成 19 年度までの取組みに準じた削減

一般管理費（人件費を含む。）については、平成 19 年度までに、平成 14 年度予算額と比べて 17.0%削減（平成 19 年度計画削減率 15.0%）を達成した。

なお、平成 20 年度は 4～9 月までの半期の計画であるため、削減率の比較は出来ないが、一般管理費（人件費を含む。）の平成 20 年度年間予算額は平成 14 年度予算額に比べて 17.8%減の 1,410 百万円で計画しており、その範囲内で平成 20 年度 4～9 月の計画を策定し、決算額は平成 20 年度 4～9 月予算額の 731 百万円に比べて 3 百万円の減となっていることから、平成 19 年度までの取組みに準じた削減を達成した。

(単位：百万円)

H14 年度 (予算額)	H15 年度 (年間実績額)	H16 年度 (実績額)	H17 年度 (実績額)	H18 年度 (実績額)	H19 年度 (実績額)	H20 年度		
						(年度計画額)	(実績額)	(年間予算額)
1,716	1,466 △14.6%	1,456 △15.2%	1,533 △10.7%	1,368 △20.3%	1,424 △17.0%	731	727	1,410 △17.8%

<注> 下段の割合は、対 14 年度予算額に対する削減率を表す。

② 業務経費（既契約債務及び利用者負担支出を除く。）の平成 19 年度までの取組みに準じた削減

業務経費（既契約債務及び利用者負担支出を除く。）については、平成 19 年度までに、平成 14 年度予算額と比べて 19.3%削減（平成 19 年度計画削減率 12.0%）を達成した。

なお、平成 20 年度は 4～9 月までの半期の計画であるため、削減率の比較は出来ないが、業務経費の平成 20 年度年間予算額は平成 14 年度予算額に比べて 22.1%減の 2,459 百万円で計画しており、その範囲内で平成 20 年度 4～9 月の計画を策定し、決算額は平成 20 年度 4～9 月予算額の 1,446 百万円に比べて 126 百万円の減となっていることから、平成 19 年度までの取組みに準じた削減を達成した。

(単位：百万円)

H14 年度 (予算額)	H15 年度 (年間実績額)	H16 年度 (実績額)	H17 年度 (実績額)	H18 年度 (実績額)	H19 年度 (実績額)	H20 年度		
						(年度計画額)	(実績額)	(年間予算額)
3,158	3,027 △4.1%	2,689 △14.8%	2,636 △16.5%	2,633 △16.6%	2,549 △19.3%	1,446	1,320	2,459 △22.1%

<注> 下段の割合は、対 14 年度予算額に対する削減率を表す。

③ 汎用品の活用を図る等により予算の効果的・効率的な執行

予算の執行にあたっては以下の方策を講じることにより効果的・効率的な執行を図った。

イ 汎用品の活用

備品・消耗品の調達にあたっては、前年度に引き続き汎用品の活用を図った。

ロ 契約の適正化

契約については、国の「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）に準じて、引き続き一般競争入札（公募、企画競争含む。以下同じ。）を原則として適正な調達を行っている。

④ 外部化していない経費の平成19年度までの取組みに準じた削減

外部化していない経費については、平成19年度までに、平成14年度実績額と比べて19.3%削減（平成19年度計画削減率14.0%）を達成した。

なお、平成20年度は4～9月までの半期の計画であるため、削減率の比較は出来ないが、外部化していない経費の平成20年度年間予算額は平成14年度実績額に比べて16.4%減の1,186百万円で計画しており、その範囲内で平成20年度4～9月の計画を策定し、決算額は平成20年度4～9月予算額の580百万円に比べて25百万円の減となっていることから、平成19年度までの取組みに準じた削減を達成した。

（単位：百万円）

H14年度 （実績額）	H15年度 （年間実績額）	H16年度 （実績額）	H17年度 （実績額）	H18年度 （実績額）	H19年度 （実績額）	H20年度		
						（年度計画額）	（実績額）	（年間予算額）
1,420	1,302 △8.3%	1,225 △13.7%	1,187 △16.4%	1,146 △19.3%	1,146 △19.3%	580	555	1,186 △16.4%

<注> 下段の割合は、対14年度実績額に対する削減率を表す。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図るためにとるべき措置

(1) システムの安定的な運営

NACCSは、輸出入貨物の税関手続及び関連業務を物流と一体的に処理するシステムであり、輸出入貨物の円滑な物流に欠くことのできないものとして関係業界及び税関における業務処理に幅広く定着している。仮に障害等でシステムが停止した場合には、停止時間によっては輸出貨物が予定した航空機（船舶）に搭載できない、輸入貨物の引取りが出来ない等により物流が停滞して大きな社会問題となる恐れがあり、利用者からもシステムの安定稼働に対する強い要請がある。このため、センターとしてもシステムを運用時間中確実に稼働させることを最重要項目として取り組んでいるところである。

① システム稼働率

以下の②～④に掲げる事項を確実に実施することにより、システム稼働率（計画的な停止を除く。）100%を目指した。

イ 稼働率の実績

平成20年度（4～9月）における稼働率は99.999%であった。

（参考1）平成19年度 99.992% 平成18年度 100% 平成17年度 99.994%  
平成16年度 99.999%

（参考2）なお、次期NACCSでは、サービスレベルアグリーメントにおいて、稼働率99.99%と設定して機器の調達を実施している。

ロ 障害発生状況

平成20年度における障害の発生状況は、以下のとおりである。

発生月	障害状況	停止時間	改善策
6月	Air-NACCS ホストのメモリーリーク (OS の不具合) によるオンライン開始遅延	1分 (05:00 ~05:01)	OS の再起動を緊急保守日に設定し、行った。また、OS 不具合の解消については保守日にて対応し、更にメモリーリーク改修パッチ適用を行った。

#### ハ 障害発生時の対応

システム障害が発生した際には、利用者への影響を最小限に留めるため、システム障害発生時の対応マニュアルに基づき、速やかな復旧作業を最優先として対処しつつ、障害原因の究明を行い、その結果、判明した改善策等については、直ちにシステム及びシステム運営体制に反映させることとしており、今回の障害発生時にも同様の対応を行った。

#### ニ システムの安定的レスポンスの確保

障害によるシステムの稼働停止を防止する取り組みに加え、システムの安定的なレスポンスを確保するため、繁忙期・繁忙時間帯における不急業務の抑制について、NACCS 掲示板を活用した利用者への広報を行い、システムの負荷分散を図るように努めた。(4月)

#### ホ バックアップセンター稼働に向けた準備

平成 20 年 10 月 12 日の次期 Sea-NACCS 稼働に合わせて、当該システムのバックアップを開始するため、バックアップセンターの稼働に向けた準備を行った。

ヘ 平成 20 年 10 月に次期 Sea-NACCS と港湾 EDI との統合、府省共通ポータル稼働が予定されており繁忙となることから、既存システムの点検や運用作業に影響しないよう、安定稼働に十分配慮して作業を行った。

### ② ハードウェアの保守体制及びソフトウェアのリリース時のチェック体制等の点検・検証・見直し

ハードウェアの保守体制及びソフトウェアのリリース時のチェック体制等について、以下のように点検・検証を実施した。

#### イ 総合点検の実施 (9月)

総合点検の実施にあたっては、実施の目的、実施期間、点検・検証等の項目、実施主体、総合点検終了後の各実施主体からの実施結果報告、さらに総合点検結果を検証するための部内評価検討会の開催等について、事前に計画(基本指針)を立案・検討の上、同計画に沿って点検を実施した。また、総合点検終了後に「総合点検実施結果検討会」を開催し、点検結果の検証を行った。

#### (イ) システムのハードウェア保守体制

ハードの目視点検、ハードログ情報の解析及び予防保全の要否の検証、保守部品の在庫点検、並びにバックアップ機器の実稼働していない部分の点検・整備を行い、保守体制に問題のないことを確認した。

また、「総合点検実施結果検討会」における検証の結果、特段の不具合は認められなかった。

#### (ロ) ソフトウェアリリース時のチェック体制等

オンライン、オンライン関連バッチ及び端末ソフトのプログラム・リリースにおけるチェック体制の検証、並びに迅速な復旧体制の確立を図るための障害時の連絡体制の確認、障害発生時復旧手順書の確認、管理の徹底、故障回復演習を行い、特に問題のないことを確認した。

ロ 業務繁忙期（ゴールデンウィーク及び年末年始前後）の特別点検の実施（4月）

業務繁忙期であるゴールデンウィーク前後のシステムのハードウェア保守状況及びファイル、CPU等の使用率の点検・検証を行うため特別点検を実施した。

(イ) システムのハードウェア保守状況

業務繁忙期においては、業務量が集中し、システムのハードウェアに与える負荷が増すことから、通常行っている定期点検に加え、業務繁忙期における障害発生を予防する観点で、目視の点検、ハードログ情報の解析及び予防保全の要否の検証、並びにバックアップ機器の実稼働していない部分の点検・清掃・動作確認等の特別点検を実施した。

(ロ) ファイル、CPU等の使用率の監視強化

業務繁忙期においては業務量が集中し、システムのファイル及びCPUに与える負荷が増すことから、ファイル及びCPU等の使用率について、コンソールの監視の強化（特に、業務集中時間帯におけるモニター監視を徹底）、センター設備機器の稼働確認の強化（マシン室内の巡回を増やし、機器の目視点検を強化）、及びファイル使用率等の随時把握によるシステムの円滑な稼働の確保に努めた。

③ オペレーション業務及びその関連業務の点検・検証・強化・見直し

オペレーション業務及びその関連業務について、以下のように点検・検証等を実施した。

イ 総合点検の実施（9月）

総合点検の実施にあたっては、実施の目的、実施期間、点検・検証等の項目、実施主体、総合点検終了後の各実施主体からの実施結果報告、さらに総合点検結果を検証するための部内評価検討会の開催等について、事前に計画（基本指針）を立案・検討の上、同計画に沿って点検を実施した。また、総合点検終了後に「総合点検実施結果検討会」を開催し、点検結果の検証を行った。

(イ) システム運転説明書（運転マニュアル）に沿ったシステム運転の検証

システム運転説明書（運転マニュアル）に沿った確実なシステム運転が行われているか否か、当該運転説明書の追加・変更等の修正が確実に行われているか否かの検証を実施し、問題のないことを確認した。また、「総合点検実施結果検討会」における検討の結果、特に問題ないことを確認した。

(ロ) 障害発生時の対応状況の検証等

過去の障害事象を事例とした対応状況の検証を実施するとともに、「システム障害発生時の対応マニュアル」の点検を実施し、問題のないことを確認した。また、「総合点検実施結果検討会」における検討の結果、特に問題ないことを確認した。

ロ 研修の実施等

(イ) OJTの実施（随時）

実務の中で、オペレーション業務及びその関連業務について、業務知識の習得・レベルアップを目的に、随時OJTを実施した。

(ロ) 内部知識の向上等

システムのオペレーション業務については外部委託しているが、センターの担当者は受託者に対してその具体的な業務の実施内容を詳細に指示し、実施結果について確認する必要がある。このため、毎日行っている業務委託者、ベンダーを交えたミーティング等において、特異事例の報告、注意事項等の確認を行うとともに、参考事例については記録を作成して担当者間の情報の共有化を図るとともに、オペレーション業務に関する内部知識の向上、ノウハウの蓄積を図った。

④ データの維持業務及びその関連業務の点検・検証・強化・見直し

データの維持業務及びその関連業務について、以下のように点検・検証等を実施した。

イ 総合点検の実施（9月）

総合点検の実施にあたっては、実施の目的、実施期間、点検・検証等の項目、実施主体、総合点検終了後の各実施主体からの実施結果報告、さらに総合点検結果を検証するための部内評価検討会の開催等について、事前に計画（基本指針）を立案・検討の上、同計画に沿って点検を実施した。また、総合点検終了後に「総合点検実施結果検討会」を開催し、点検結果の検証を行った。

(イ) 各種コード等の登録に必要な「コーディング要領」の検証

システム処理で必要となる設定を定義する各種コード等の登録に必要な「コーディング要領」について、追加・変更等の修正が確実に行われているか否かの点検・検証を実施し、問題のないことを確認した。また、「総合点検実施結果検討会」における検討の結果、特に問題ないことを確認した。

(ロ) 各種コード等の登録に必要な検証体制の点検

各種コード等の登録に必要な検証体制について、原票の受理からデータの作成、オンライン組み込みまでの一連の作業手順の中で、検証が的確に実施されているか、誤りはないかを再度、点検・検証を実施し、問題のないことを確認した。また、「総合点検実施結果検討会」における検討の結果、特に問題ないことを確認した。

ロ 研修の実施

(イ) 人事異動時の各種コード等の登録業務研修（4、7月）

人事異動に伴い、データの維持業務及び関連業務に新規配属された職員を対象に各種コード等の登録業務研修を実施した。

(ロ) OJTの実施（随時）

実務の中で、データの登録方法について、業務知識の習得・レベルアップを目的に、随時 OJT を実施した。

(2) システムの機能の向上

① 民間システムとの連携

国際物流の迅速化、適正化、効率化に寄与する貿易関連手続の電子化に係る民間システム（以下「民間システム」という。）との連携については、平成19年度までに接続した民間システムとの間で、接続試験及び総合運転試験を実施して、次期 NACCS への円滑な移行に向けた準備を行った。

## ② 関税法等の改正に伴うプログラム変更等

平成 20 年度関税法改正・制度改正等に伴い、「臨時開庁制度の見直しに係る機能変更」等航空システム 8 件、海上システム 3 件のプログラム変更を実施した（資料 2「平成 20 年度関税法等の改正に伴うプログラム変更等一覧」参照）。

これらについては、年度途中で緊急に生じたプログラム変更要請であったが、関係者による開発検討作業を速やかに開始するとともに、的確な進行管理によって、施行日等に合わせて遅滞なく機能向上を図ることができた。

## ③ その他のプログラムの変更等

上記②以外のプログラム変更等について、NACCS の利用期間が短くなっている状況に鑑み、費用対効果の観点から、法令・制度改正や緊急に対応する必要があるもの等真に必要と考えられるものに限って適切に対処することとし、「成田地区における申告官署設定処理の機能変更」（航空システム）のプログラム変更を実施した。

## ④ 国際連携システムの開発

アジア諸国における通関システムプロバイダーの連合体である PAA（Pan-Asian e-Commerce Alliance）の会合に出席（4 月 京都、9 月 韓国）して、システム連携に向けた技術情報について意見交換するとともに、NACCS と諸外国のシステムの連携を実現するために調達した国際連携システムの開発を進めるとともに、次期 NACCS との接続のため、接続試験及び総合運転試験を行って、平成 20 年 10 月に稼働した。今後はセンターの新規事業の検討の中で、同システムの具体的活用方法を検討していくこととしている。

## (3) 利用者サービスの向上

### ① 利用者からの問合せへの対応等

利用者からの問合せへの対応については、迅速かつ的確な対応を図るという意識の更なる徹底を図るとともに、職員の業務知識の向上等を図るため、以下の施策を実施した。

なお、平成 20 年度（4～9 月）における利用者からの問合せは、次期 NACCS に関する問い合わせが増加したことから、約 5 万 5 千件（月平均 約 9,200 件）であった。

（参考）平成 19 年度の問合せ件数 約 9 万 1 千件（月平均 約 7,600 件）

### イ 問合せへの迅速かつ的確な対応を図るための施策

システムの利用内容や過去の問合せ及び回答内容を蓄積したヘルプデスクシステムを有効活用した問合せ対応や次期 NACCS の機能等について、事務所職員等に対する研修を実施した。（4 月～8 月）

### ロ ヘルプデスクシステムの見直し

次期 NACCS では、利用業種の拡大や税関手続申請システムからの業務移管等に伴う利用者の拡大が見込まれること等から、利用者サービスの一層の向上を図るため、ヘルプデスクシステムを全面的に見直し、センターにおける統合的な利用者情報の管理、利用者への情報提供を目指した新たなシステム（NACCS センター業務支援システム）の開発を行い、

平成 20 年 10 月に稼働した。

② 新規利用の申込みから利用開始できるまでの標準日数の維持

新規利用の申込みについて、利用申込みから通信事業者による回線工事、システムの設定等を経て利用開始できるまでの標準日数を、専用線については 50 日、ダイヤルアップ回線については 30 日、netNACCS については 24 日としている。

この標準日数を踏まえた平成 20 年度（4～9 月）の実績は、netNACCS が 16.8 日（26 件平均）であり、標準日数を維持することができた。なお、標準日数については、回線工事と利用申込みやシステム設定等の事務処理を同時並行的に実施することにより維持している。

（注）専用線及びダイヤルアップ回線は実績なし。

③ 利用者との定期会議による利用者ニーズの把握等

利用者ニーズのタイムリーかつ的確な把握等のため、利用者からなる定期会議を以下のとおり開催し、次期 Sea-NACCS の更改に関する仕様等について、改善策等について提示した。

また、事務所長会議を開催し、次期 NACCS の稼働に向けた利用者対応について意見交換及び情報共有を行うとともに、利用者ニーズの把握に努めた。

・ 地区協議会

(イ) 地区協議会の開催

プログラム変更に対する意見聴取等のため、全国の 13 地区（平成 20 年春季）において、各業界の実務担当者及び税関による地区協議会を合計 15 回開催した。

なお、地区協議会の運営について全国統一的な運営を確保するため、利用者からの意見・要望等の把握及び意見交換を行うことを議題設定に盛り込む等、地区協議会の運営方針を見直し、平成 16 年秋季の地区協議会からその方針に基づき運営を行っている。

(ロ) 地区協議会の開催概要

地区協議会における主な内容としては、センターを取り巻く状況、平成 20 年度プログラム変更、現行システムの契約状況及び次期 Sea-NACCS の申込状況、次期 NACCS に係る今後の予定等について、センターから説明するとともに、利用者との協議、意見交換を行い、センターと利用者並びに利用者相互間の意思の疎通、問題意識の共有化を図るとともに、利用者のニーズの把握に努めた。

(二) 業界団体等からの利用者ニーズの把握

地区協議会の開催に併せ、役員等が利用者及び業界団体等を訪問し、意見交換等を行うことにより、地域の情勢及び利用者ニーズの把握に努めた。

（参考）地区協議会の開催概要

○平成 20 年春季

- ・ 開催時期 平成 20 年 4 月～6 月
- ・ 開催地区 苫小牧、仙台、成田、東京、横浜、清水、名古屋（航空・海上）、大阪、関空、神戸、広島、福岡（航空・海上）及び那覇の各地区
- ・ 委員等 税関及び各業界の実務担当者
- ・ 主な議題
  1. センターを取り巻く状況について

## 2. センターからの説明事項

- (1) 平成 20 年度プログラム変更実施について
- (2) NACCS の契約状況及び次期 Sea-NACCS の申込状況について
- (3) 次期 NACCS に係る今後の予定について

## 3. センターに対するご意見・要望等について

### ④ アンケート調査結果等に基づく利用者サービスの向上

平成 19 年度に実施した「NACCS のご利用に関するアンケート調査」やホームページ内問い合わせ窓口寄せられたご意見・ご要望等を踏まえ改善に努めた。特に次期 Sea-NACCS に関する要望等について改善策として対応している。

### ⑤ 利用者ニーズに応じたシステム操作等に関する講習会の開催

利用者の要望に応じて、システム操作等に関する講習会を積極的に開催した。特に、次期 Sea-NACCS の稼働を控え、通関業会、保税会等の業界団体と連携して利用業種別の業務講習会を計画的に実施した。

平成 20 年度（4～9 月）の開催実績は 36 回、参加人数は 871 人であった

また、講習会の開催の都度、講義内容、配付資料、講師の説明ぶり等を評価していただくため、受講後にアンケート調査を行った結果、中期計画における数値目標「講習会における評価が「有益であった」とする者が受講者の 70%以上」に対し、実績値は 87.50%と引き続き高い評価を受けている。

なお、「次期 NACCS についての詳細な資料の提供や説明会を実施して欲しい」旨の要望があり、次期 NACCS の業務仕様等の説明会以外に、各団体から要請のあった説明会又は講習会において、現行の NACCS の説明を行うとともに、現行と次期との相違点などのポイントを重点的に説明している。

### (4) システムの利用促進

次期 Sea-NACCS に係る申込み期限の関係から、特に平成 20 年度の初期に、次期 Sea-NACCS に係る参加促進（新規業種、Sea-NACCS と港湾 EDI の一本化に係る港湾 EDI 利用者への PR を含む。）に重点をおいて活動した。

こうした活動の効果もあり、旧来の Sea-NACCS の利用者が増加（平成 20 年 9 月末現在で 4,107 事業所（平成 19 年度末から 118 事業所増加））するとともに、次期 Sea-NACCS の利用者は 5,147 事業所（平成 20 年 10 月 12 日現在）と大幅に増加した。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

収支の不均衡について、中期目標期間中にその改善を図るため、経費の削減・合理化等に努め、平成 20 年度計画（4～9 月）に基づき予算を執行した。

(1) 予算（中期計画の予算）

・平成 20 年度予算及び決算（4～9 月）

（単位：百万円）

区分	予算額	決算額
収入		
	(5, 413)	(4, 934)
業務収入	5, 683	5, 180
	(9)	(13)
業務外収入	9	13
計	(5, 422)	(4, 947)
	5, 692	5, 193
支出		
	(5, 142)	(3, 876)
業務経費	5, 399	4, 069
	(256)	(254)
一般管理費	263	261
	(467)	(466)
人件費	468	467
計	(5, 865)	(4, 596)
	6, 130	4, 797

( ) 書きは、消費税抜きの金額。

(2) 収支計画

・平成 20 年度収支計画及び実績（4～9 月）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額
費用の部	5, 810	4, 616
経常費用	5, 810	4, 616
業務費	4, 686	3, 468
一般管理費	209	203
人件費	486	459
減価償却費	428	487
業務外費用	0	0
財務費用	0	0
臨時損失	0	0
収益の部	5, 422	4, 945
業務収入	5, 413	4, 934
業務外収益	9	11
当期純利益	△ 388	328
目的積立金取崩額	0	0
当期総利益	△ 388	328

(注) 当期総利益については、独立行政法人通則法第 44 条第 1 項に基づき積立金（平成 20 年度決算額 4,738 百万円）を増額して整理する。

### (3) 資金計画

・平成20年度資金計画及び実績（4～9月）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額
資金支出	13,196	12,397
業務活動による支出	5,523	4,374
投資活動による支出	6,030	5,996
財務活動による支出	400	430
翌年度への繰越金	1,242	1,597
資金収入	13,196	12,397
業務活動による収入	5,685	5,272
業務収入	5,683	5,267
業務外収入	0	5
投資活動による収入	6,000	6,002
財務活動による収入	0	0
前年度からの繰越金	1,511	1,123

#### 4. 短期借入金の限度額

予見し難い事由がなかったため、借入は行わなかった。

#### 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

#### 6. 剰余金の使途

なし

#### 7. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

##### (1) 人事に関する計画

##### ① 人員計画

##### イ 常勤職員の削減等

##### (イ) 常勤職員数の削減

業務処理の効率化、業務量等に応じた適切な人員配置を検討した結果、システム部の業務の見直し等により、平成20年度（4～9月）中に9人の常勤職員を削減した。

##### (ロ) 職員の採用

センターの職員は、これまで基本的に国及び民間企業からの出向者で構成されてきたが、今後の職員構成のあり方を検討し、業務に必要な専門知識・経験等を内部蓄積しつつ、サービス水準の維持・向上を図る必要があることから、平成18年度よりプロパー職員の採用を再開したところである。平成20年度は4月及び8月に計13人のプロパー職員を新規に採用した。

また、センターは平成20年10月に民営化し、近い将来プロパー職員を中心とした職

員構成としていく必要があることから、今後の採用方針等について検討を行うとともに、平成21年度のプロパー職員の採用に向け、募集作業を行った。

#### ロ 厳正な人事考課の実施

人事考課は、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績（勤務実績）を3段階で評価することを基本とし、成績の良好な職員については、賞与の増額や昇給号俸数を高くするなど処遇を優遇して職員の士気を高めるように努めている。平成20年度においては、このような適正な人事考課を11月に実施し、また、人事考課を行うに当たっては、考課者に人事考課マニュアルを配布し統一的な人事考課となるよう努めたところである。

なお、人事考課の結果については、処遇等への速やかな反映を通じて、職員の業務への取り組み意欲を高めることとしている。

（参考）人事考課マニュアルの主な内容

①好き嫌いや先入観による評価、②イメージや想像での評価、③仕事以外の事までを対象とした評価、④評価者の経験や価値観のみの評価 を排除するなど評価を実施するにあたり留意する点等を明記

#### ② 研修計画

平成20年度（4～9月）は、次期NACCSへの更改に向けた繁忙期のため、10月の民営化以降に研修計画を策定し、集中的に研修を実施することとしている。

また、研修計画については前年度に引続き、出向職員やセンター採用職員が混在するセンターの職員構成の特殊性に配慮しつつ、①自己開発意欲の促進、②採用時、昇任時等における基礎能力の向上、③専門的な知識の習得に重点をおくとの方針に基づいて策定することとしている。

なお、内部研修については、新規採用者業務説明会、業務実務研修等を実施し、センター職員に必要な知識の習得等を図るとともに、日常の職務遂行を通じて学ぶ職場研修（OJT）を随時実施し、能力の向上に努めた。

#### (2) 施設及び設備に関する計画

中期計画通り、施設及び設備に関する計画はなかった。

#### (3) 情報セキュリティの強化及び危機管理体制の整備・強化

##### ① 情報セキュリティの強化

情報セキュリティについては、「センターにおける情報セキュリティの確保に関する規程」において、CISO（最高情報セキュリティ責任者）のほか、内部に情報セキュリティ委員会を設置している。情報セキュリティ委員会では、センターにおける情報セキュリティ対応を総括し、PDCAサイクルをフォローすることとしている。

平成20年度は新たに府省共通ポータル稼働に伴い、「府省共通ポータルに係る情報セキュリティの確保に関する実施規則」を制定し、情報セキュリティの強化を図った

また、業務を外部委託する際に、センターのセキュリティポリシーを周知するとともに、機密保持契約を締結し、情報セキュリティの強化に努めた。

## ② 危機管理体制の整備・強化

自然災害等が発生した場合における速やかな業務回復を図るため、以下の事項を行い、危機管理体制の整備・強化を図った。

### イ 緊急時の対応マニュアルの見直し

見直し方針に基づき、平成 20 年 9 月に「危機管理マニュアル」及び「システム障害時の対応マニュアル」の点検を実施するとともに、障害時の連絡体制の確認、故障演習等の実施、過去の障害事象を事例とした対応状況の検討等を行い、所要の改定を行った。

また、人事異動に伴う担当者の変更等による障害発生時の連絡体制、役割分担等について見直しを随時実施した（4 月）。

### ロ バックアップセンターの稼働準備

平成 20 年 10 月の次期 NACCS 稼働に併せてバックアップセンターが稼働することから、災害発生時の運用マニュアルを整備するとともに、実際の災害発生を想定した演習を実施した。

## (4) 次期 NACCS の開発等

### ① 次期 Sea-NACCS

次期 Sea-NACCS については、平成 20 年 10 月に確実に稼働を開始するようプログラム開発を進めた。また、現行利用者及び新規利用希望者と NACCS との間で接続試験を行うとともに、移行説明会、新システムの操作方法等に係る利用者研修及び総合運転試験に係る説明会を各地で開催し、次期 NACCS の円滑な稼働に向けた準備を行った。

平成 20 年 7 月～9 月には、センター及び次期 NACCS の全利用者を対象として、本番環境のもと 6 段階に分けて総合運転試験を実施し、最終的に次期 Sea-NACCS の稼働にあたって問題がないと判断したことから、予定通り平成 20 年 10 月 12 日に、利用者の混乱もなく稼働を開始した。

・ 移行説明会	16 地区 29 回
・ 利用者研修	18 地区 99 回
・ ACL 業務手順書説明会	11 地区 12 回
・ 総合運転試験説明会	16 地区 36 回

### ② 次期 Air-NACCS

次期 Air-NACCS については、平成 20 年 3 月に策定した詳細仕様に基づき、現行利用者仕様等を周知するための説明会を各地で開催した。

・ 業務仕様等説明会	
関係業界向け	2 回
利用者向け	17 地区 22 回
・ EDI 仕様説明会	2 地区 2 回

また、次期 Air-NACCS の稼働時期について、これまで平成 21 年度中としており具体的に決定していなかったが、次期 Sea-NACCS の開発状況、平成 19 年度、20 年度の制度改正に伴うプログラム変更作業等を勘案した結果、平成 22 年 2 月稼働予定と決定した。

### ③ 次期 NACCS 開発状況のホームページ等への公表

次期 NACCS の開発状況については、基本仕様及び詳細仕様に加えて業務仕様書や EDI 仕様書を掲示板に掲載するとともに、利用者説明会の案内や資料をホームページ及び掲示板に掲載して利用者の利便を図っている。

### ④ 府省共通ポータルの開発

センターが主体となって開発・運営を行うこととなった府省共通ポータルについては、関係府省と密接に連携しつつ開発作業を進めるとともに、利用者に対する説明会を全国で開催する等、平成 20 年 10 月の稼働に向けた準備を進め、予定通り平成 20 年 10 月 12 日に次期 Sea-NACCS の稼働に合わせて利用を開始した。

- ・ 利用者説明会 7 地区

### ⑤ NACCS と港湾 EDI との統合及び関係省庁システムとの一体的運営

平成 20 年 10 月の NACCS と港湾 EDI の統合に向けて、国土交通省と連携のうえ開発作業を進めるとともに、港湾関連手続利用者への説明会を関係省庁と共催にて随時開催（4～7 月）して利用者への周知を図り、予定通り平成 20 年 10 月 12 日に次期 Sea-NACCS の稼働に合わせて利用を開始した。

- ・ 港湾関連手続説明会 7 地区 9 回

また、関係省庁システムとの一体的運営に向けた準備として、経済産業省が所管する貿易管理システム（JETRAS）についても、NACCS とのシステム統合を実現するため、経済産業省と連携のうえ調達手続を行い、現在開発を進めている。なお、調達にあたっては、政府調達に準拠した一般競争入札（総合評価落札方式）を採用した。

## (5) 利用料金の検討準備

### ① 次期 NACCS 利用料金の検討について

次期 NACCS の利用料金については、平成 18 年度に取りまとめた検討の方向性を踏まえ、利用料金の考え方及び素案についてパブリックコメントを実施して、国を含む利用者の意見等を十分に聴取するとともに、6 月に開催された「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社設立委員会」において、設立委員からも意見を聴取して検討を行った。（資料 3「パブリックコメントの概要」）

なお、次期 NACCS の利用料金については、平成 20 年 10 月 1 日のセンター民営化後に新たに設置した経営諮問委員会が聴取・審議し、その報告を受けて新会社の取締役会が決定したところである。

（参考）次期利用料金の検討の方向性

- イ. 調達コストの低減効果を踏まえ、利用料金の引き下げを行うことを検討
- ロ. 「税関業務の業務・システムの最適化計画」に沿い、申告・申請業務の無料化を検討
- ハ. 「基本料金＋従量料金」又は「従量料金のみ（基本料金見合い上乘せ）」のいずれかを選択できる方式を検討（net-NACCS についても同様）

### ② 新規業務における利用料金の適切な設定

平成 20 年度に実施したプログラム変更のうち、「臨時開庁承認申請」業務外 4 業務について、業務方法書等の規程に基づいて、適正な料金設定を行った。

## (6) 随意契約の見直し

契約については、国の「公共調達適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）に準じて、原則として一般競争入札（公募、企画競争含む。以下同じ。）による調達を行っており、契約状況（契約の名称、相手方、金額、随意契約の理由等）についても、毎月ホームページ上で公表を行った。

また、平成 19 事業年度監事監査（平成 20 年 4～6 月に実施）において、一般競争入札の活用及び入札・契約については、「平成 19 年度から、原則として一般競争入札による調達制度を取り入れ、金額ベース及び件数ベースにおいても大きな改善が見られたことは評価される」との意見をいただいた。

### ① 「随意契約見直し計画」の取組み

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）に基づき随意契約の見直し計画を策定し、ホームページに公表した。また、同計画のフォローアップとして、平成 19 年度中に締結した随意契約について点検・見直し等を行い、引き続き一般競争入札を原則として適正な調達を行った（資料 4「通関情報処理センターの契約の状況」）。

### ② 競争性、透明性の確保

企画競争や公募を実施する場合においても、一般競争入札と同様の手続を経ることにより、競争性、透明性の確保に努めた。

## (7) 積極的な情報提供

### ① ホームページの年間アクセス件数

ホームページの年間アクセス件数については平成 19 年度と同程度の水準となることを目指した結果、平成 20 年度（4～9 月）におけるホームページへのアクセス件数は 3,376,120 件（月平均 562,687 件）となり、平成 19 年度の月平均実績の約 44%増となった。

（注）ホームページアクセス件数については、平成 15 年度までトップページへのアクセス件数のみを計上しており、NACCS 掲示板、その他のコンテンツに直接アクセスされる件数が反映されていなかった。ホームページのアクセス件数はページビューとしてトップページのみならず、アクセスされた全ページの件数を計上するのが一般的であるため、平成 16 年度の報告から同方法に改めることとした（資料 5「ホームページアクセス件数の年度比較表」参照）。

### ② 積極的な情報提供

センターの業務に関する各種情報について、システムのセキュリティの確保と閲覧者の利便性に配慮しつつ、以下のとおり最新のものを速やかに積極的に提供した。

#### イ ホームページ

- ・各種資料：「中期目標、中期計画の変更について」外 42 件（平成 19 年度実績 55 件）
- ・調達情報：「コピー用紙の単価契約に係る入札公告について」外 7 件（平成 19 年度実績 47 件）

- ・落札情報：「輸出入手続インターフェースシステムのシステム統制・ソフトウェア保守契約一式」外 9 件（平成 19 年度実績 13 件）

□ NACCS 掲示板

- ・システムの利用に関するお知らせ 301 件（平成 19 年度実績 428 件）

## 8. センターの運営形態の見直し

### ① 株式会社設立に向けた準備

センターは「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 20 年 5 月 30 日法律第 46 号）により、平成 20 年 10 月 1 日に株式会社化することとされたことから、財務省と連携を図りつつ、以下のとおり株式会社設立に向けた準備を行った。

#### イ 民営化支援コンサルタントの活用

株式会社化に向けての諸作業等に対して、広範な知識を有する外部機関から総合的な支援や助言を受けることにより、確実かつ円滑な民営化移行を図るため、民営化支援コンサルタントを最大限活用して、定款及び諸規程を含む内部統制の整備、財務・会計制度の構築を行った。

#### □ 設立委員会への対応

財務省に設置された「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社設立委員会」（6～9 月の間、3 回開催）の議論、決定を踏まえて定款等組織の骨格作りを行った。

#### ハ 創立総会の開催

平成 20 年 9 月 22 日に「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社創立総会」を開催し、新たに新会社の取締役、監査役等会社法に定められた事項の決定等を行った。

### ② 内部統制の担保等

株式会社設立に際して、業務運営の効率化を図るとともに、内部統制の担保、利用者利便の向上を図るため、以下の措置を講じた。

#### イ 監査体制の整備

会社法に基づき監査役、会計監査人等監査体制の整備を行うとともに、内部統制システムの整備に関する基本方針を策定し、全職員に周知を行った。

#### □ 経営諮問委員会の設置

輸出入等関連業務の適切、公平かつ安定的な処理及び利用者利便の向上のため、センターに取締役会の諮問機関として、当該業務に関して専門的知識を有する者及び学識経験者で構成する経営諮問委員会を設置した。

#### ハ 適正な利用料金設定の仕組み整備

利用料金の設定については、センターの定款及び内部規程において、事業計画とともに経営諮問委員会が聴取・審議し、取締役会が当該報告を踏まえて決定することとした。

#### ニ その他

情報公開や情報セキュリティについては、株式会社化後も現状を維持した体制、規程の整備を行った。

## 地方事務所の概要

センターには全国に4つの地方事務所が所在し、概要は次の通りである。

## 1. 地方事務所の配置人員及び担当地域

平成 20 年 9 月 30 日現在

地方事務所名	組織	配置人員	担当地域
東日本事務所 (平成 20 年 12 月末廃止、本社業務部に機能移管)	所長、所長代理⑦、 所員①	9	北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、山形県、新潟県、群馬県、埼玉県、山梨県、東京都、神奈川県 (16 都道県)  ※函館税関、東京税関、横浜税関の管轄地域
東海事務所	所長、所長代理②、 所員①	4	長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県 (5 県)  ※名古屋税関の管轄地域
西日本事務所	所長、所長代理⑤、 所員①	7	富山県、石川県、福井県、京都府、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、鳥取県、岡山県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県 (15 府県)  ※大阪税関、神戸税関(除く広島県、島根県)の管轄地域
九州事務所	所長、所長代理③、 所員②	6	島根県、広島県、山口県、福岡県、大分県、宮崎県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (11 県)  ※門司税関、長崎税関、沖縄地区税関の管轄地域及び広島県、島根県
計		26	

## 2. 地方事務所の業務

### (1) 利用者サポート業務

#### ① 問合せ（障害関係を含む。）への対応

システムの操作方法等の問合せについて、電話での対応を行っている。

#### ② システムに係る講習会等の実施

税関及び関係業界等から依頼があった場合、特に新規に利用者となられた場合には、システムの操作方法等について講習会を実施しており、また、関税法等の制度改正等によるシステムのプログラム変更等を行った場合も講習会や説明会を実施しているが、こうした講習会等は地方事務所が中心となり対応している。

#### ③ システム利用契約に係る相談・手続

新規利用契約や契約の変更等に関する手続きの窓口は、地方事務所が行っている（自社システム利用者を除く。）。

### (2) 利用者ニーズの把握

#### ① 地区協議会の開催

利用者サービスの向上を図るため、利用者のニーズを把握することを目的として、地方事務所の所在する各地区において、地区協議会を開催している。

#### ② 利用者訪問または事務所における面談

利用者のご意見、要望等を受ける場合、利用者の生の声を実際に聞いて利用者のニーズの把握に努めることが望ましいことから、利用者訪問、または地方事務所への利用者の来訪等の際に面談している。

#### ③ 各地域または業界のニーズの把握及び情報収集

センターとしては、各地区における地域の特殊性に対応したシステム運営に資するため、特定地域内における関係業界との定期的会合に可能な限り積極的に参加することで、ニーズの把握を行うとともに、情報収集に努めている。

### (3) システムの利用促進

より多くの事業者がシステムを利用することが、利用者全体のシステム化の効果を高めることとなるから、システム未利用者への参加促進や利用者への利用促進活動等を行っている。

特に未利用者への参加促進については、本部においても行っているが、未利用者が所在する地域の特殊性等を考慮した上で行うのが最も効果的であることから、地方事務所が中心となって実施している。

## 3. 本部との役割分担

センターの本部は、センター全体の業務の実施方針の企画及び立案等を行い、地方事務所は、担当地域ごとに、利用者の所在する各地域におけるサービス提供及び利用者ニーズの収集の拠点として重要な役割を果たしている。

#### 4. 主な業務実績

地方事務所名	利用者事業所数	問合せ件数 (単位：件)	講習会		地区協議会		参加促進 実績(個別 訪問等) (単位：回)
			開催実績 (単位：回)	参加人数 (単位：人)	開催実績 (単位：回)	参加人数 (単位：人)	
東日本事務所	2,046	8,921	15	747	5	133	0
東海事務所	725	4,179	4	69	3	62	2
西日本事務所	1,353	8,250	17	55	3	60	9
九州事務所	756	7,310	0	0	4	83	0
事務所計	4,880	28,660	36	871	15	338	11
		(ヘルプデスク) 26,826					
合計	4,880	55,486	36	871	15	338	11
前年度比(%)	108.3	132.1	42.4	90.8	100.0	104.6	39.7

(注) 1. 利用者事業所数は、平成 20 年 9 月 30 日現在の事業所数。その他の実績は平成 20 年度 4～9 月の実績。前年度同期比は、平成 19 年度の 4～9 月実績と比較。

2. 地区協議会開催実績のうち、名古屋、福岡については航空関係も開催。

3. ヘルプデスクは、システム利用者からの業務処理、システム障害等の問合せ対応窓口として設置しており、その業務は外部に委託している。

#### 5. 財務情報等

地方事務所は、利用者サービスを中心とした種々の業務を通じて NACCS を全体として有効・効率的に機能させるために必要なものとなっているが、事務所ごとに独立採算的に業務を行っているわけではないため、事務所ごとの収支計算は行っていない。

なお、センターの収入はすべて本部で計上されているため事務所としての収入は無い。支出については、その大半は人件費、事務所借料等であり、平成 20 年度(4～9 月)の支出額は次のとおりである。

・平成 20 年度事務所支出額 (単位：百万円)

	人件費	事務所借料等	その他	計
支出額	94	9	11	114

(注) 旅費、消耗品費等は除外した。

## 平成20年度関税法等の改正に伴うプログラム変更等一覧

## (1) 航空貨物通関情報処理システム

No.	事 項	変 更 内 容	リリース実施日
1	臨時開庁制度の見直しに係る機能変更	税関の執務時間外に輸出入申告等を行う場合は、「臨時開庁承認申請(O SA)」業務等を行い、臨時開庁手数料を納付する必要があったが、手数料を納付することなく輸出入申告等が可能となるよう、輸出入申告業務等の機能を変更した。	平成20年4月1日
2	簡易申告制度の簡素化(引取担保の提供省略)に伴うシステム対応	「輸入(引取)申告事項登録(HTA)」業務等において、システムに登録されている特例輸入者に係る引取担保番号の入力を必須としていたが、任意入力項目に変更を行った。	平成20年4月1日
3	認定通関業者による簡易申告のシステム対応	「輸入(引取)申告事項登録(HTA)」業務等の簡易申告業務は、特例輸入者の申告のみを可能としていたが、AEO制度構築に伴い、システムに認定通関業者として登録されている通関業者に通関手続を委託した輸入者コードの申告についても「輸入(引取)申告事項登録(HTA)」業務等の簡易申告業務が可能となるよう変更した。	平成20年9月28日
4	認定通関業者による特定委託輸出申告のシステム対応	「輸出申告(ELC/ESC)」業務を使用し、輸出通関手続を行う場合には、貨物を保税地域に蔵置していることが必須条件となっていたが、AEO制度構築に伴い、申告者がシステムに認定通関業者として登録されている利用者については、貨物が通関予定蔵置場に蔵置されていなくても輸出申告を可能とした。	平成20年9月28日
5	日・ASEAN包括的経済連携協定発行に伴うシステム対応	自由貿易協定に基づく2カ国間(バイ協定)についてのみ税率設定が可能となっていたが、日・ASEAN包括的経済連携協定発効に伴い、輸入申告等で多国間EPA(経済連携協定)による税率が使用可能となるよう変更した。	平成20年9月28日
6	簡易申告制度における「自国産品の再輸入貨物」のシステム対応	「輸入(引取)申告事項登録A(HKA)」業務等の簡易申告制度に係る業務について、自国産品の再輸入貨物の入力出来ない仕様を可能となるよう変更する。	平成20年9月28日
7	PQ-NETWORK(輸入植物検査手続電算処理システム)の更改に伴うシステム対応	PQ-NETWORKの更改に伴い、帳票テンプレート等の変更を行った。	平成20年10月12日
8	FAINS(輸入食品監視支援システム)の法令改正に伴うシステム対応	食品衛生法施行規則改正に伴い、FAINS(輸入食品監視支援システム)の帳票テンプレート等の変更を行った。	平成20年10月12日

(2) 海上貨物通関情報処理システム

No.	事 項	変 更 内 容	リリース実施日
1	臨時開庁制度の見直しに係る機能変更	税関の執務時間外に輸出入申告等を行う場合は、「臨時開庁承認申請(OA)」業務等を行い、臨時開庁手数料を納付する必要があったが、手数料を納付することなく輸出入申告等が可能となるよう、輸出入申告業務等の機	平成20年4月1日
2	簡易申告制度の簡素化(引取担保の提供省略)に伴うシステム対応	「輸入(引取)申告事項登録(HTA)」業務等において、システムに登録されている特例輸入者に係る引取担保番号の入力を必須としていたが、任意入力項目に変更を行った。	平成20年4月27日
3	AEO制度構築における簡易申告関連業務の機能変更	「輸入(引取)申告事項登録(HTA)」業務等の簡易申告業務は、特例輸入者の申告のみを可能としていたが、特例輸入者以外の輸入者についても、AEO通関業者による申告を可能とするよう「輸入(引取)申告事項登録(HTA)」業務等を変更した。	平成20年4月27日

## 「パブリックコメント」の概要

## 1. 募集内容

海上システムの利用料金改定案に対する意見の募集

## 2. 募集期間

平成20年6月30日（月）～平成20年7月18日（金）

## 3. 寄せられた意見及び当センターの考え方

意見者数 5者

主な意見及び当センターの考え方

## (1) 新料金案に賛成とする意見

- ・ 港湾 EDI の統合により引継がれた入出港関連業務の無料化は自然の流れであるが、申告・申請業務が無料化されたことは現行の課金体制との比較において一定の評価をしており、また、料金体系を2種類設定し選択可能としたことも利用者に配慮した対応であると評価している。

## (2) 新料金案全般についての意見

- ・ 利用料金体系として、料金プラン（A）と料金プラン（B）の2つがあるが、なぜこのような2つの選択制が導入されたのか。

## 【センターの考え方】

次期システムにおいては、輸出入にかかる貨物情報等を可能な限り電子化し、システム利用者間における情報の共有化の進展を図ることとしております。この際、国際貨物取扱量の極端に少ない事業者にとっては基本料金がネックとなり NACCS への参加の障害となることが考えられます。一方、全面的に基本料金を廃止すれば、従量料金の引下げ幅が少なくなり、大口の利用者の方に調達コスト低減の恩恵が十分に行き渡らなくなるおそれがあります。

このような事情から、それぞれの利用者の業務実態にあった料金を選択して頂き公平性の確保を図る趣旨から選択制を導入することとしました。

- ・ 従来のシステムに比べ、次期システムでは「YYY」申告（貨物情報無し申告）ができなくなるため事前の貨物情報の登録が必要となるなど業務が増えることとなる。さらにその業務について料金がかかり、支払い額が増加するのは理解できない。
- ・ 提示された次期システムの利用体系は、各種情報登録の業務が増えたことに加え貨物情報照会等により更に料金が発生し、荷主への負担がかかる構造となっている。荷主が参加することによる何らかのメリットを感じられるような動機付けが必要ではないか。
- ・ NACCS 利用者拡大の観点から、民業務の費用を一定期間下げることが検討頂きたい。その間は国あるいは貴センターの負担増加が予想されるが、利用促進を図るためには必要と考える。
- ・ 民業務については、今後利用者、利用件数の増加に伴う料金の値下げを検討頂きたい。

## 【センターの考え方】

次期システムにおいては、輸出入にかかる貨物情報等を可能な限り電子化し、システム利用者間における情報の共有化の進展を図ることとしております。このため、新たに設定され

た業務の利用等、業務の態様によっては業務が増加する場合がありますが、今後の国際物流の円滑化のために必要なものであることについてご理解いただきたいと考えます。

提示しました次期システムの利用料金案においては、システムにかかる負荷を踏まえて利用料金を算出する現行の従量料金体系を基本的に維持することとしています。これは、当センターは国および民間利用者の利用料金による独立採算での運営を行っていることから、特定の業務の単価の引き下げは他の業務の料金に引き上げにつながるため、公平性・客観性の観点から慎重に取り扱うことが必要との考え方によるものです。

なお、利用料金については、従来より調達コストの低減や利用者、利用件数の増加等に伴い機動的に見直しを行ってきたところであり、今後においても必要に応じ見直しを行ってまいります。

- ・ システム開発費用は3割削減されたとされるが、民間の利用料金は従来とほとんど変わらないのは何故か。民間業務の費用削減幅と税関が負担する業務の費用削減幅をお示し頂きたい。
- ・ 業務単価の算出根拠をお示し頂きたい。

#### 【センターの考え方】

今般のパブリックコメントにおいて提示しました料金表のほか、申告・申請業務を無料化したことに加え、選択制の導入によりそれぞれの利用者の業務実態にあった料金を選択して頂くこととしております。これらを全て合算すると全体で約3割の引下げになると見積もっております。なお、民間業務、官業務共にシステムへの負荷に応じた費用負担を求めることとしていることから、民間業務と官業務の費用削減幅（費用削減割合）は原則として同じとなりますが、今般の利用料金案におきましては、利用料金収入に占める国の負担割合が増加する結果となっております。これは今回のシステム更改におきましては、CuPES からNACCSへの業務移管等が行われ官業務が増加したためです。

#### (3) 個別業務料金についての意見

- ・ 貨物情報照会（ICG）やコンテナ情報照会（ICN）は、上流の入力のタイミング遅れや入力に不備がある場合にやむなく利用するケースが多いので、単価を下げてほしい。
- ・ S/I 情報登録（SIR）の料金が8円であるのに対し、S/I 情報登録（海貨連携）（SIR01）は17円となっている。国際連携システムの利用により負担が増加するのであれば、たとえ付加サービスを享受できるとしても、利用者に向けた動機付けが低下するのではないか。
- ・ S/I 情報登録(SIR)と S/I 情報照会(ISI)が同料金であるのは何故か。現行航空 NACCS の場合は、搬入情報登録（10円）と貨物情報照会（5円）と差がある。
- ・ EDI の場合と NACCS への直接入力の場合とで費用が同一なのは何故か。

#### 【センターの考え方】

提示しました次期システムの利用料金案においては、各業務のシステムにかかる負荷を踏まえて算出する現行の従量料金体系を基本的に維持することとしております。具体的には、業務内容や業務名にかかわらず、システムに係る負荷が大きいものについては高い料金が、負荷が小さいものについては低い料金が設定されます。また同様に、EDI による場合と NACCS への直接入力の場合でも、業務が同じであれば NACCS システムへの負荷は同じで

あるため同様の料金となります。

個別の業務についてのみ大幅な引下げを行うことは、引き下げ分を他の業務に転嫁することとなり、公平性・客観性を損なうこととなるものと考えられます。

- ・ インボイス・パッキングリスト業務につき、以前説明会の中で「官業務となるため、料金対象外になる」と伺ったが、この度提示された料金案には徴収対象として記載されている。インボイス・パッキングリスト業務は税関提出が主目的であり、徴収の対象外となることを要望する。

#### 【センターの考え方】

「税関業務の業務・システム最適化計画」に基づき、次期 NACCS において申告・申請業務の無料化を行うこととしております。

ここで、NACCS の業務を見てみますと、1つの申請を行うためには①システムにデータを登録する業務（輸入申告を例に取れば、IDA 業務）と②登録したデータを税関に提出する業務（同様に、IDC 業務）の二つの業務を実施することが一般的となっております。これは、前者は NACCS の持つ書類作成支援機能や民・民間の情報伝達機能を用いて申告・申請情報を作り出す機能であり、後者は完成された申告・申請情報を税関に提出する機能となっております。後者のみが「申告・申請業務の無料化」の対象業務に該当します。

さて、ご意見にありますインボイス・パッキングリストに係る業務につきましては、輸出入申告に NACCS のインボイス登録番号を記載することにより税関へのインボイス提出が自動的に行われます。したがって、単独でインボイス提出業務が存在しませんが、当該税関へのインボイス提出部分につきましては無料化されております。

インボイス・パッキングリストの登録等の業務につきましては、当初において無料化する方向で検討しておりましたが、当該業務は、税関へのインボイス提出の第一段階としての性格のほか、次期 NACCS の仕様においては民・民間の情報伝達（荷主から通関業者）等としての性格も持ち合わせており、最終的には無料化の対象とはできなくなったことをご理解下さい。

## 独立行政法人通関情報処理センターの契約の状況

(単位：件、百万円、%)

区 分	競争入札		企画競争等		競争性の無い随意契約		合計		(競争性の無い随意契約の割合)	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
平成18年度	(8) 22	(35) 25,141	(4) 11	(381) 514	(9) 16	(51) 148	(21) 49	(467) 25,803	(42.9) 32.7%	(10.9) 0.6%
平成19年度	(11) 35	(13,043) 14,352	(3) 7	(1,076) 1,142	(4) 7	(11,400) 11,434	(18) 49	(25,520) 26,929	(22.2) 14.3%	(44.7) 42.5%
※通関情報処理システムの利用契約を除いた場合	(11) 35	(13,043) 14,352	(3) 7	(1,076) 1,142	(3) 6	(22) 56	(17) 48	(14,141) 15,550	(17.6) 12.5%	(0.2) 0.4%
平成20年度 (4～9月)	16	1,838	6	74	5	48	27	1,960	18.5%	2.5%

(注)1. 対象とする契約の金額

賃借料	80万円以上
財産の売払	50万円以上
賃貸料	30万円以上
その他	100万円以上

(注)2. 「企画競争等」には、企画競争、公募、不落随意契約を含む。

(注)3. 平成18年度及び平成19年度の上段( )書きは、各年度における4月から9月までの間における契約件数、契約金額及び割合である。

(注)4. 通関情報処理システムの利用契約(113.78億円)は、参議院決算委員会による「平成16年度決算審査措置要求決議」(平成18年6月7日)を踏まえ、平成19年4月からデータ通信サービス利用契約を契約期間、支払総額、年度別支払方法を契約書に明記した契約へ変更したことから、当該契約を含めた場合と含めない場合を併記して比較を行った。

## ホームページアクセス件数の年度比較表

	アクセス件数	月平均	備 考
平成14年度			
旧計上方法(トップページのみ)	約10万件	8,279	8,279件×12月=99,348件 約10万件
新計上方法(全ページ)	約38万件	31,891	31,891件×12月=382,692件 約38万件
平成15年度(H15.10~H16.3)			
旧計上方法 (前年度比)	207,606	34,601 (4.18倍)	
新計上方法 (前年度比)	860,915	143,486 (4.50倍)	
平成16年度			
新計上方法 (前年度比) (14年度比)	2,167,081	180,590 (1.26倍) (5.66倍)	
平成17年度			
新計上方法 (前年度比) (14年度比)	2,827,824	235,652 (1.30倍) (7.39倍)	
平成18年度			
新計上方法 (前年度比) (14年度比)	3,528,963	294,080 (1.25倍) (9.22倍)	
平成19年度			
新計上方法 (前年度比) (14年度比)	4,689,850	390,821 (1.33倍) (12.25倍)	
平成20年度(4~9月)			
新計上方法 (前年度比) (14年度比)	3,376,120	562,687 (1.44倍) (17.64倍)	